

受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪広域環境施設組合管理者様

募集要項の各条項を承知の上、大阪広域環境施設組合自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (4) 国税及び所在地の市税の未納がないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 本組合が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び設置予定事業者の法人・個人の区分を公表することに同意します。

1 申込者

住所又は所在地
(〒 -)

氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号

実印

2 応募物件

設置を希望する場所の物件番号の申込み欄に○印を記入してください。
※○印がない物件には価格提案書の提出はできません。

物件番号	申込み
1	
2	
3	
4	
5	
6	

3 添付書類

- ① 誓約書
- ② <法人>印鑑証明書（原本）
<個人>印鑑登録証明書（原本）
- ③ <法人>法人の登記事項証明書（原本）又は登記簿謄本（原本）（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれか。）
<個人>住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）
※ ②、③については発行後3か月以内のものに限ります。
- ④ 国税及び所在地の市税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書（その3）に限る。
- ⑤ 事業概要
- ⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等の免許証の写し
(該当についてのみ)

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生年月日

年月日生

実印

誓 約 書

私は、大阪広域環境施設組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利すこととなるないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示) :

- 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴組合から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

- 私は、本誓約書及び役員名簿等が貴組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

- 私が本誓約書1に該当する事業者であると貴組合が大阪府警察本部から通報を受け、又は貴組合の調査により判明した場合は、貴組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

〔※相手方が、国、地方自治体、電気事業者、ガス事業者その他の公益事業者等、相手方が暴力団でないことが明らかな場合は提出を求めることがあるものとする。〕

○大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(ウにおいて「利益の供与」という。)をした者
 - ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者(ア)に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又はアからエのいずれかに該当する者のあるもの
 - (ア) 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
 - カ アからオのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(入札等除外措置等)

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置(以下「入札等除外措置」という。)を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者(以下「登録取下げ者」という。)及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において管理者は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。
- 4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所(法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名稱及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F a x

メールアドレス

質疑内容

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者様

大阪広域環境施設組合自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所

(所在地)

氏 名

印

(会社代表者名)

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格						

円

- 応募価格は、本組合が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- 応募価格は、物件番号ごとに設定している台数分の合計月額使用料（税抜き）とします。
- 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- 複数応募する場合は、適宜複写してください。

委 任 状

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

(委任者)

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

実印

次の者を代理人と定め、貴組合における自動販売機設置事業者応募要項に付帯する
一切の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者氏名)

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合管理者 様

申請者 住所

氏名

実印

次のとおり、貴組合の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではないことを誓約します。

記

1 名 称 [本組合財産名称]

2 所 在 地 [代表地番まで記載]
[建物の場合は、住居表示も併記]

3 使用面積又は数量

4 使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

5 使用目的

6 添付資料

①使用計画図 ②その他管理者が必要と認める資料

※なお、更新分については、一部不要とする場合もある。

誓約事項

大阪広域環境施設組合が大阪広域環境施設組合暴力団排除条例及び大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第5号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪広域環境施設組合から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪広域環境施設組合から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪広域環境施設組合が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪広域環境施設組合の調査により判明した場合は、大阪広域環境施設組合が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪広域環境施設組合ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪広域環境施設組合行政財産使用許可書

大広環指令経第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇（株）様

大阪広域環境施設組合管理者 〇〇 〇〇
(総務部経理課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本組合管理の行政財産を使用することについては、
地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条
項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所 在 (代表地番まで記載)
(建物の場合は、住居表示も併記)

名 称
数 量 自動販売機 台
使用部分 (階層などの位置を記載のうえ) 別図のとおり

(用 途)

第2条 使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機
による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で本組
合の業務に支障を与えないようにしなければならない。

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、
常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置す
るとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がない
ようにすること。
- (5) 商品補充等の時間帯については、設置施設の管理者の指示に従うこと。

(環境負荷の低減)

第3条 設置する自動販売機については、環境省が示している環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月）の判断の基準等を満たしたものであること。

(使用期間)

第4条 使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前 30 日までに申請しなければならない。

(使用料)

第5条 使用料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書等により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の使用料は、第11条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第6条 使用者は、保証金として金 円を大阪広域環境施設組合管理者に納入しなければならない。ただし、前条に定める使用料を、別途発する納入通知書等により納期限までに一括して納入する場合は、大阪広域環境施設組合財産規則第9条第1項ただし書きに基づき、保証金の全部を免除する。

2 保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本組合使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

3 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

4 保証金は、第12条の規定による原状回復をしたときに、これを還付する。

(督促及び延滞金)

第7条 納期限までに使用料を納入しない場合においては督促状を発する。

2 督促状に指定する期限までに納入しないときは、その翌日から納入の日まで、年 14.6% の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第8条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本組合の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第9条 使用者は、使用物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第10条 使用者は、使用物件を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 本組合において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
 - (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。
- (1) 使用者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
 - (2) 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱第2条第3号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき
- 3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本組合に請求することができない。

(原状回復)

第 12 条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、管理者の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、管理者が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、管理者がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。
- (損害賠償)

第 13 条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本組合に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及び他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第 15 条 管理者は、使用物件について隨時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 16 条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて管理者の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪広域環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪広域環境施設組合を被告として（訴訟において大阪広域環境施設組合を代表する者は大阪広域環境施設組合管理者となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。